



豊中市と大阪ガス株式会社との 子育て・子育て支援に関する連携協定書

豊中市（以下「甲」という。）と大阪ガス株式会社（以下「乙」という。）とは、子育て・子育て支援の充実を図るため、以下のとおり連携に関する協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に緊密に連携することにより、双方の資源を有効に活用した協働による活動を推進し、すべての子どもの人権が尊重され、健やかに育ち、社会全体で子育て家庭を支え、子どもを愛情深く育むまち・とよなかを実現することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携協力する。

- （1）子育て・子育て支援情報の発信に関すること
- （2）「とよなか子育て応援団」への協力に関すること
- （3）その他の子育て・子育て支援の推進に関すること

2 甲及び乙は、前項各号に掲げる事項を効果的に実施するため、定期的に協議を行うものとする。また、連携事項の詳細については、甲乙合意の上、決定する。

（責任）

第3条 甲又は乙は、故意又は重過失がある場合を除き、本協定に基づく連携により甲又は乙に生じたいかなる損害の責任も負わないものとする。

（機密の保持）

第4条 甲及び乙は、本協定に関して知り得た情報を第三者（本協定における連携事項について、乙の関係会社・サービスショップ等の協力を得る必要がある場合は、当該関係会社・サービスショップ等を除く）に漏らしてはならないものとし、本協定の効力が失われた後も同様とする。上記の規定にかかわらず、事前に相手方の承諾を得た場合は、甲又は乙以外の者に対し、本協定に関して知り得た情報を提供することができる。

（協定内容の変更）

第5条 甲又は乙のいずれかが、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

(期間)

第6条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和4年3月31日とする。ただし、本協定の有効期間が満了する1ヶ月前までに、甲又は乙が書面により特段の申出を行わないときは、有効期間が満了する日から1年間、本協定は更新されるものとし、その後も同様とする。

(疑義等の決定)

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定に関して疑義を生じた事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれが記名押印の上、各自その1通を保有する。

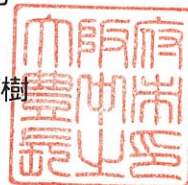
令和3年(2021年)3月29日

甲：大阪府豊中市中桜塚3丁目1番1号

豊中市

市長

長内 繁樹



乙：大阪府大阪市平野町4丁目1番2号

大阪ガス株式会社

代表取締役副社長執行役員

エナジーソリューション事業部長 田坂 隆之



SUSTAINABLE
DEVELOPMENT
GOALS

17 パートナーシップで
目標を達成しよう

